

## 県内周遊促進に向けた大分県団体旅行推進事業費補助金 概要版

対象期間：令和6年4月1日（月）出発～同年6月30日（日）出発（7月2日（火）チェックアウト分まで）

### 【助成要件（概要版）】

- ・貸し切りバスを利用した大分県を観光する旅行商品であること(★1)
- ・商品名に「湯ったり♨️おおいた満喫キャンペーン」と県が指定するロゴマークの両方又はそのどちらかを明示して、販売する旅行商品

（宿泊を伴う団体旅行商品の場合）

- ・1つのツアーにつき、2泊までが上限
- ・県内の観光施設を県内の宿泊数の3を乗じた箇所以上訪問することとし、大分市、由布市、別府市以外の市町村の観光施設を1泊につき、2箇所以上訪問すること(★2)

（日帰り団体旅行商品の場合）

- ・県内の観光施設を5箇所以上訪問することとし、大分市、由布市、別府市以外の市町村の観光施設を3箇所以上訪問すること



注) 観光施設とは、学習・体験・見学・食事など最低30分程度の時間が確保されているものに限る（有料、無料は問わない）

## 県内周遊促進に向けた大分県団体旅行推進事業費補助金 概要版

### 【助成金額】(★3)

#### 《宿泊を伴う団体旅行商品の場合》

①30名以上で催行される旅行商品(乗務員・添乗員等を参加人数から除く実績ベース)

8万円 × バス台数 × 宿泊日数

②20名～29名で催行される旅行商品(乗務員・添乗員等を参加人数から除く実績ベース)

5万円 × バス台数 × 宿泊日数

③最大募集人数20名以下の募集型旅行商品。ただし、対象期間中に各ツアーの催行本数の合計が4本以上となることを条件とする。造成箇所が複数ある企業は、一つの造成箇所内での合計とする(乗務員・添乗員等を参加人数から除く実績ベース)

5万円 × バス台数 × 宿泊日数

#### 《日帰り団体旅行商品の場合》

④25名以上で催行される旅行商品(乗務員・添乗員等を参加人数から除く実績ベース)

5万円 × バス台数

### 【補助上限額】

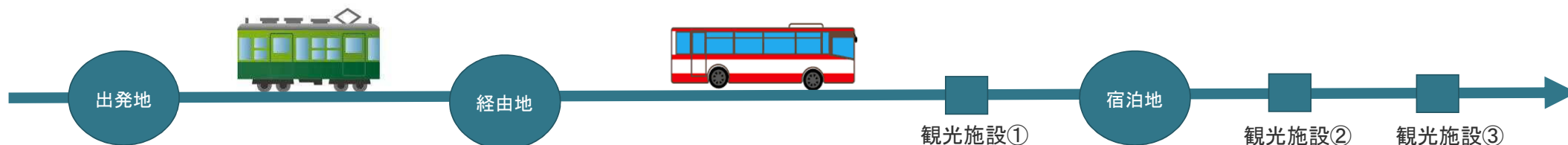
1社あたり 200万円

※ただし、団体旅行商品の造成を行う部署を有する支店がある場合は、その支店を1社とみなすことができる

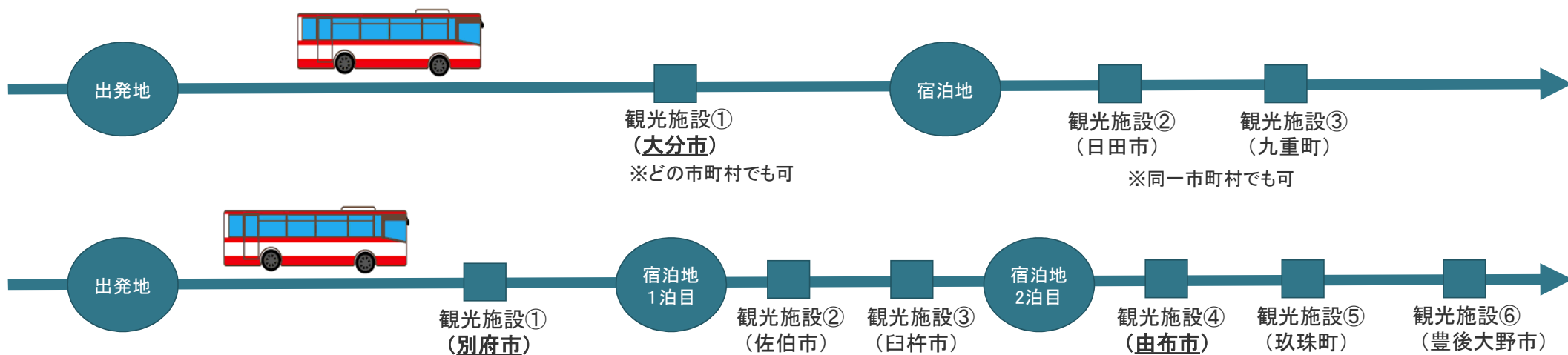
# 県内周遊促進に向けた大分県団体旅行助成金 概要版

## ★1 貸し切りバスを利用した大分県を観光する旅行商品であること

- ・旅行行程のなかで、貸し切りバス以外の交通機関を利用した場合も対象  
(例)



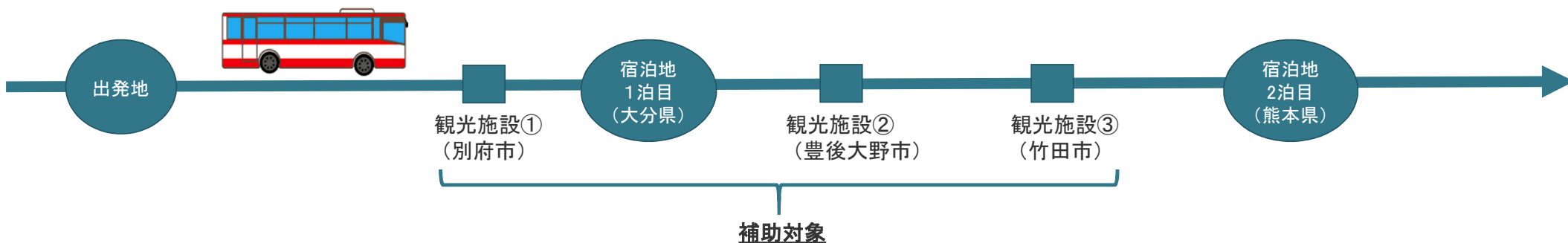
## ★2 県内の観光施設を県内の宿泊数の3を乗じた箇所以上訪問することとし、大分市、由布市、別府市以外の市町村の観光施設を1泊につき、2箇所以上訪問すること (例)



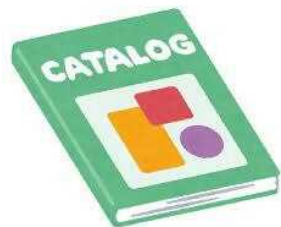
# 県内周遊促進に向けた大分県団体旅行助成金 概要版

## ★3 助成金額(助成対象について)

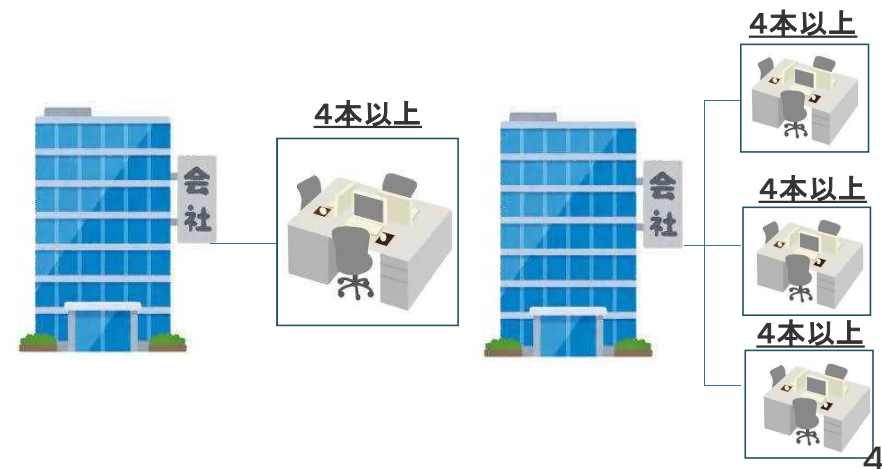
- ・宿泊地は大分県以外の宿泊地を含むツアーも対象(大分県宿泊分のみが補助対象)  
(例)



- ・最大募集人数20名以下の募集型旅行商品。ただし、対象期間中に各ツアーの催行本数の合計が4本以上となることを条件とする。造成箇所が複数ある企業は、一つの造成箇所内での合計とする(乗務員・添乗員等を参加人数から除く実績ベース)



最大募集人数20名 ●●ツアー 催行日: ●月●日  ●●ツアー 催行日: ●月●日	最大募集人数20名 ●●ツアー 催行日: ●月●日  ●●ツアー 催行日: ●月●日	最大募集人数20名 ●●ツアー 催行日: ●月●日、●日 ●日、●日	
---	---	---	--



# 県内周遊促進に向けた大分県団体旅行推進事業費補助金 概要版

## 申請の流れ

《助成金枠の申請》

交付対象事業者  
となるための申請

- (必要書類)
- ・補助対象者指定申請書(様式)
  - ・補助金交付申請額の算出根拠(様式)
  - ・ツアー行程表(任意様式)
  - ・募集型企画旅行  
パンフレット等案内書面案など
  - ・受注型企画旅行  
旅行代金分かる企画書面案など

《助成金枠の決定》

交付対象事業者  
として決定

《助成金枠の申請》

実績に応じて  
交付申請

- (必要書類)
- ・補助金申請・実績報告書(様式)
  - ・補助金交付申請額の算出根拠(様式)
  - ・最終旅程表(任意様式)
  - ・催行人数の実績が証明できるもの(任意様式) など

《助成金枠の決定》

交付  
決定

請求

補助金  
交付

注1) 当初申請の段階で、DC期間中に催行予定のツアーに関して、できる限り全て提出してください。提出後の追加・変更も可能ですが、決定までに時間を要する場合があります。

注2) 補助金の交付は、DC期間中催行される全てのツアーが終了した後となります。

《申請関係提出先(メール提出)》

担当: 三宮 [sannomiya-aya@oita-dc.com](mailto:sannomiya-aya@oita-dc.com)

《申請関係お問い合わせ先》

担当: 矢野 [yano-jun@pref.oita.lg.jp](mailto:yano-jun@pref.oita.lg.jp)

電話番号 097-506-2139